平成３０年（フ）第５１号
長崎県大村市岩松町314番地２
債務者　財津　　愛
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
茨城県水戸市新荘１丁目２番５号、前住所茨城県牛久市神谷２丁目39番地15
債務者　佐藤亜貴子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
茨城県つくばみらい市山王新田257番地７
債務者　中野　　修
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
茨城県龍ケ崎市5160番地９
債務者　長谷川里美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
茨城県桜川市金敷551番地１　大塚コーポ103、前住所千葉県香取市佐原イ3281番地３
債務者　原田　晃匡
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１３号
茨城県桜川市金敷551番地１　大塚コーポ103、前住所茨城県守谷市松前台５丁目13番地20
債務者　原田　里佳
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７４号
茨城県下妻市小島1102番地　市営新石堂住宅Ｃ棟304号室
債務者　山城　美香
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７６号
茨城県古河市中田新田34番地８　県営７－１－５
債務者　片野　明美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第８４号
茨城県古河市上辺見3354番地　ベルベーユⅠ－201
債務者　野口　宜久
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５７号
群馬県太田市東新町83番地２　アーバンファミリーくぼた302号
債務者　山田　明美（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第５８号
群馬県館林市朝日町10番60号
債務者　髙木　陽一
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３７６号
千葉県船橋市二和西５丁目１番23号
債務者　荒牧　顕彦
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７９号
千葉県八千代市高津341－２　ドリームⅢ102、住民票上の住所千葉県八千代市高津659番地22
債務者　和田　彩華
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８７号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番16棟102号
債務者　髙橋　　弘
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８９号
千葉県船橋市芝山３丁目10番１棟503号
債務者　西野　龍平
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３９８号
千葉県市川市高谷２丁目３番４－212号（ア・フィットステージ市川南）
債務者　伊藤　善美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４００号
千葉県船橋市東中山２丁目２番16号　サンヒルズ川岸204号
債務者　瓜生小百合
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０１号
千葉県船橋市飯山満町２丁目683番地２　ボンヌ・シャンス202号
債務者　石河　友輝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係